

# 国民健康保険・国民年金

## 国民健康保険

手続き・問合せ先／本庁 国保医療課

各支所 健康福祉課

国民健康保険に加入するとき、もしくはやめるときは、必ず14日以内に届出をしてください。

こんなとき		必要なもの
国民健康保険に加入するとき	職場の健康保険をやめたとき	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・印鑑 ・職場の健康保険をやめた証明書
	他の市町村から転入してきたとき	・印鑑 ※転入時に窓口で申し出てください。
	子どもが生まれたとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	・印鑑 ・保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき	・印鑑（お持ちの方のみ） ・外国人登録証明書
国民健康保険をやめるとき	職場の健康保険に加入したとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・職場の健康保険証 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・職場の健康保険証 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
	他の市町村へ転出したとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
	死亡したとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
	生活保護を受けるようになったとき	・印鑑 ・国民健康保険証 ・保護開始決定通知 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
	外国籍の方が脱退するとき	・印鑑（お持ちの方のみ） ・国民健康保険証 ・外国人登録証明書 ・高齢受給者証（お持ちの方のみ）
その他のとき	退職者医療制度の対象となったとき ※1	・印鑑 ・国民健康保険証 ・年金証書
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	・印鑑 ・国民健康保険証
	世帯を分けたとき、世帯を一緒にしたとき	・印鑑 ・国民健康保険証
	国民健康保険証を紛失したとき	・印鑑 ・本人確認のできるもの（運転免許証など）

※1 退職者医療制度の対象となるのは、次のいずれにも該当する方と、その扶養家族の方です。

- (1) 厚生年金や各種共済組合などの老齢（退職）年金を受給されている方で、その加入期間が通算で20年以上ある方、または40歳以降に10年以上ある方
- (2) 65歳未満の方

### ■交通事故などにあったら

交通事故など第三者の行為によってケガをした場合は、「第三者の行為による被害届」を提出してください。

※各種届出・申請は、国保医療課または各支所健康福祉課の窓口で行ってください。

## ●国民健康保険税

国民健康保険税は、右の額を基準に、世帯単位で計算した額を世帯主が納付義務者となり、下記の保険税を納めます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療給付費分（対象：0歳～75歳未満の方）</li> <li>・後期高齢者医療支援金分（対象：0歳～75歳未満の方）</li> <li>・介護納付金分（対象：40歳～65歳未満の方）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①所得割額（前年の所得に応じて計算）</li> <li>②均等割額（国民健康保険の加入者数に応じて計算）</li> <li>③平等割額（一世帯あたり定額で計算）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険税は、届出月ではなく加入した月の分から納付することになります。</li> <li>・40歳以上65歳未満の方は、介護保険の第2号被保険者として、医療保険分の他に介護保険分も合わせて納付することになります。</li> <li>・納付方法は、年金天引き、口座振替納付または納付書で納付する方法があります。</li> </ul>	

## ●主な給付・貸付

国民健康保険に加入している方が申請をすると、主に次のような給付・貸付を受けられます。

項 目	内 容	必要なもの
出産育児一時金支給	被保険者である母親が出産したとき39万円を支給します。〔妊娠12週（85日）以上の死産・流産を含む〕※ 産科医療補償制度に加入の分娩機関で出産したときは、42万円を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> </ul>
葬祭費支給	被保険者が死亡したとき、葬儀を執り行った方に対し5万円を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> </ul>
高額療養費の支給	医療機関の窓口で支払った1カ月の自己負担額が高額になったとき、定められた額を超えた分を高額療養費として支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・医療費の領収証</li> </ul>
療養費の支給	治療をする上で医師が必要と認めた補装具などの費用は、審査の上、保険給付分を療養費として支給します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・補装具等の領収証・医療費の請求書</li> </ul>
高額療養費資金貸付	高額療養費支給見込額の90%まで貸し付けします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・医療費の請求書</li> </ul>
出産費資金貸付	出産育児一時金支給見込額の80%まで貸し付けします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑 ・国民健康保険証</li> <li>・預金通帳など振込先の口座番号を確認できるもの</li> <li>・妊娠4カ月以上であることがわかる医師の証明書</li> </ul>
人間ドック助成	生活習慣病の予防と早期発見・治療のため人間ドック検査料（基本検診部分）の一部を助成します。また、当該年度内に満30歳、満40歳、満50歳、満60歳に到達される被保険者の方は、節目ドックとして基本検診の自己負担金（7,000円）が無料となります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑</li> <li>・国民健康保険証</li> </ul>

※平成21年10月1日より出産育児一時金直接支払い制度が開始され、出産が見込まれる被保険者が分娩機関と契約すると、国民健康保険から分娩機関へ直接、出産育児一時金が支払われます。

（国民健康保険への事前申請は不要となります）

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入する制度です。

## ●国民年金の加入者（被保険者）は次の3種類に分けられます

被保険者の種類	内 容
第1号被保険者	日本に住所のある農林漁業・自営業・学生・無職などの方（20歳以上60歳未満）
第2号被保険者	会社員、公務員など厚生年金や共済年金に加入している方（原則として65歳未満）
第3号被保険者	厚生年金や共済組合等に加入している第2号被保険者に扶養されている配偶者

## ●次に該当する方は、希望により国民年金に加入できます

- ・日本に住所のある60歳以上65歳未満の方
- ・日本に住所のある60歳未満で、すでに他の公的年金から老齢（退職）年金を受けているため強制加入から除外されている方
- ・海外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本国籍を有する方

## ●こんな場合は14日以内に届出が必要です！！年金手帳をご持参ください

こんなとき	どうする	どこで手続き
20歳になったとき	国民年金の加入手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
就職したとき（本人）	厚生年金・共済組合などの加入手続きをしてください	第2号被保険者 → 勤務先 ※国民年金資格喪失の手続きは不要です
結婚したとき	第3号被保険者該当の手続きをしてください（配偶者に扶養される場合）	第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
会社を退職したとき（本人）	国民年金の加入手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
配偶者が退職したとき	第1号被保険者該当の手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所
60歳に到達したとき	国民年金資格喪失となります	国民年金資格喪失の手続きは不要です
海外に居住（転出）するとき	資格喪失の手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所
	※海外に居住（転出）するが、国民年金加入希望の場合は、任意加入の手続きをしてください	
納付書をなくしたとき	納付書再発行の手続きをしてください	最寄りの年金事務所
転居したとき	住所変更の手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
氏名を変更したとき	氏名変更の手続きをしてください	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
年金手帳が2冊あるとき 記号番号が2つ以上あるとき	年金手帳番号を統一してください※加入中の年金により届出先が違います	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
年金手帳をなくしたとき	年金手帳再発行の手続きをしてください ※発行は社会保険事務所です	第1号被保険者 → 南丹市役所 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先

老齢年金の請求書の提出先	加入していた年金制度へ請求してください	第1号被保険者 → 南丹市役所 ※ただし国民年金以外の加入期間がある方は、南丹市役所の窓口では受付できません。 第2号被保険者 → 年金事務所または共済組合 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
--------------	---------------------	---

## ●国民年金で受け取る年金の種類

種 類	支 給 の 要 件
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として、保険料を納めた期間（厚生年金や共済組合等の加入期間を含む）と保険料の免除を受けた期間および合算対象期間を合わせて、25年以上ある方が65歳から支給されます。</li> <li>※南丹市役所からの年金受け取りの案内などはありません。</li> <li>・保険料の未納期間が加入可能年数に不足する場合には、その期間に応じて年金額が減額されます。</li> </ul>
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に加入している間に病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>・資格喪失した後60歳以上65歳未満で国内居住中に病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>・20歳になるまでに病気やケガをして一定の障がいが残ったとき。</li> <li>・初めて医師にかかった日（初診日）の前日において前々月までの保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の3分の2以上あること。（平成28年3月までは、初診日の前々月までの一年間に未納がないこと。ただし、65歳未満に限ります）</li> </ul>
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金に加入している方が死亡したとき、その扶養されていた子のある妻または子に支給されます。</li> <li>・死亡した方が死亡日の前日において前々月までの保険料納付済期間（免除期間含む）が加入期間の3分の2以上あることまたは老齢基礎年金を受け取る資格期間に満たしていること。（平成28年3月までは、死亡日の前々月までの一年間に未納がないこと。ただし、65歳未満に限ります）</li> </ul>
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間含む）が25年以上ある夫に生計を維持され、10年以上継続して婚姻関係にあった妻に60歳から65歳になるまで、夫が受け取るはずであった老齢基礎年金の4分の3の金額が支給されます。</li> <li>※寡婦年金と死亡一時金の両方をうけられる場合は受けられる方の選択になります。</li> </ul>
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1号被保険者として保険料を3年以上（半額免除期間は2分の1月として計算）納めた方が老齢基礎年金等を受けないで亡くなったとき、亡くなった被保険者と生計を同じくしていた①配偶者②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹の順で支給されます。</li> <li>※寡婦年金と死亡一時金の両方をうけられる場合は受けられる方の選択になります。</li> </ul>
付加年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の定額保険料に月額400円を上乗せして払う制度です。</li> <li>・年金額は付加保険料納付期間×200円（年額）の額が老齢年金に加算されます。</li> </ul>

## ●保険料

保険料は、20歳から60歳までの40年間（480カ月）納めることになっています。

定額保険料・・・月額 15,100円（平成22年度）

※国民年金保険料は毎年度改正されます。

付加保険料・・・月額 400円（第1号被保険者で加入申出をされた方）

## ●納付の方法

被保険者の種類	納付方法
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構から送付される納付書で全国の銀行、信用金庫、農協、漁協、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納付できます。</li> <li>※南丹市役所では納付ができません。</li> <li>・口座振替での納付(金融機関の預金口座から保険料が自動的に引き落とされます)</li> <li>・インターネットでの納付ができます。(詳しくは年金事務所まで)</li> </ul>
第2号被保険者	給料からの天引きにより納付されます。
第3号被保険者	自分で納める必要はありません。第2号被保険者である配偶者が加入している厚生年金や共済年金が負担します。

## ●納付に関してはさまざまな制度があります

<p>&lt;前納割引制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を1年分あるいは6カ月分など一括で納めると保険料が割引になり大変お得です。</li> <li>・前納は現金での納付のほか、保険料が割引される口座振替もできます。</li> </ul>
<p>&lt;免除制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を納付することが困難な場合に、保険料の一部または全部の納付が免除される制度です。</li> <li>・収入が少ないなど保険料の納付が困難な方は、申請して承認されれば、保険料の全額もしくは半額納付が免除されます。</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul>
<p>&lt;学生納付特例制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校などに在学している20歳以上の学生(夜間部、定時制および通信制家庭を含む)であって、学生本人の前年所得が一定額以下の場合に申請して承認されれば、申請のあった日の属する年度について保険料の納付が猶予される制度です。</li> <li>・各種学校の対象は、学校教育法に規定される各種学校(修業年限が1年以上である過程)となります。</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul>
<p>&lt;若年者納付猶予制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学生でなく、30歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある第1号被保険者または第1号被保険者であった方(任意加入被保険者を除く)で、就職が困難であったり、失業中で所得が低く保険料の納付が困難なとき、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人および配偶者の前年の所得が政令で定める額以下の場合、申請して承認されれば、保険料の納付が猶予される制度です。(全・半額免除、学生納付特例期間は除く)</li> <li>・この制度を受けるには、南丹市役所で毎年申請が必要です。</li> </ul>
<p>※免除を受けていれば、年金の受給資格期間に算入されますが、未納の場合は算入されません。</p> <p>※未納期間が多いと障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。</p>
<p>&lt;追納制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・承認された保険料免除期間(全額・半額)、学生納付特例期間および若年者納付猶予期間について、10年以内であればさかのぼって納めること(追納)ができます。</li> </ul> <p>※保険料の追納は、原則として先に経過した期間から行うこととされています。また、保険料免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。</p>
<p>※未納期間は、2年を過ぎると納めることができません。</p>